

産業廃棄物処分業許可申請書

( 新規 ・ 更新 ・ 更新時変更 )

令和 7 年 7 月 11 日

北海道知事 殿

申請者

郵便番号 080-2464

住所 北海道帯広市西24条北4丁目5番地の4

氏名 株式会社北海道エコシス

代表取締役 鍛治 彰男

電話番号 (0155) 37 - 3766

FAX番号 (0155) 37 - 4683



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の規定により、産業廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲

(処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)を記載すること。)

◆ 処分方法 :  
種類 :

別紙1のとおり

- ・ 石綿含有産業廃棄物 : 含む ・ 含まない
  - ・ 水銀使用製品産業廃棄物 : 含む ・ 含まない
    - ↳ 水銀回収義務 :  あるものを含む  ないものに限り
  - ・ 水銀含有ばいじん等 : 含む ・ 含まない
    - ↳ 水銀回収義務 :  あるものを含む  ないものに限り
- ↓  
種類 ( )

※ 処分方法が2以上ある場合には、上記を複製し、記載すること。

事務所及び事業場の所在地

事務所 別記様式11のとおり

事業場 別記様式11のとおり

事業の用に供するすべての施設(施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許容番号(産業廃棄物処理施設の設置許可を受けている場合に限る。)を記載すること。)

別記様式13-1及び13-2のとおり

保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)処分等の為の保管上限及び積み上げる事ができる高さ

別記様式13-1のとおり

事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要

別記様式13-1及び13-2のとおり

※ 事務処理欄

